

岐阜県庁ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県庁ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県ホームページへの広告の掲載は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）に広告掲載枠を提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱並びに別に定める岐阜県庁ホームページ広告掲載基準及び仕様書（以下「要綱等」という。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県ホームページ

県が公開・管理するホームページで、<http://www.pref.gifu.lg.jp/>で始まるものをいう。

(2) 広告

画像又は文字で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するバナー広告をいう。

(3) 広告の内容（以下「広告内容」という。）

バナーに表示する内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容をいう。

(広告取扱事業者の業務)

第4条 広告を取り扱う事業者（以下「広告取扱事業者」という。）は、要綱等を遵守し、広告主の募集及び広告の作成等を行う。

2 広告の募集及び作成等に要する経費は、広告取扱事業者の負担とする。

(広告の規格等)

第5条 広告を掲載する位置、枠数、規格及びその他必要な事項については、別途仕様書で定める。

(広告掲載の対象)

第6条 広告主が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告主の広告は掲載しない。

なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの

(2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの

(3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領及び岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札資格停止を受けているもの

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び次の①から⑦までのいずれかに該当するもの

① 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

② 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

2 広告内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告を掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(6) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）

(8) 個人の氏名広告

(9) 比較広告

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

3 前項各号に掲げる内容に係る基準は、県が別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告掲載を希望する広告主は、別に定める様式による誓約書を添え、広告取扱事業者に広告の掲載を申し込むものとする。

2 広告取扱事業者は、当該広告主、広告内容及び掲載しようとする広告の原稿（バナーの画像データ。以下同じ。）について、要綱等に違反していないことを確認のうえ、広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）から起算して10日（岐阜県の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる県の休日を除く。）前までに、別に定める様式による広告掲載申込書、広告の原稿及び広告主の誓約書を県に提出し、その承諾を得るものとする。

(広告内容等の審査)

第8条 県は、広告取扱事業者から前条第2項の規定により承諾を求められたときは、広告主、広告内容及び広告の原稿について、第6条の規定に基づき速やかに審査を行い、広告掲載の可否を決定し、広告取扱事業者に通知するものとする。

2 県は、広告内容及び広告の原稿（以下「広告内容等」という。）が第6条第2項の規定に該当する場合において、軽微な事項と認めたものについては、広告取扱事業者に対し、当該広告の修正を指示するものとする。

(広告審査会)

第9条 第6条の規定に基づき広告主及び広告内容等の審査を行うため、広告審査会を設置することとし、その事務局を広報課に置く。

2 広告審査会の委員長は岐阜県部等設置条例第2条第1号に規定する事務を総括整理する職にある者を、委員は秘書課長、広報課長、秘書課管理調整監、広報課管理調整監をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、広報課長がその職務を代理する。

(会議)

第10条 広告審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 広告審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 広告審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

5 上記にかかわらず委員長が特に認めるときは、委員全員の回議により会議の議事に代えることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 県は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、掲載中であっても直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定に該当すると判断したとき

(2) その他広告の掲載を継続することが適切でないと判断したとき

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、県は、広告取扱事業者を通じて、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、県は、広告取扱事業者に対し納付済みの広告掲載料を返還しないものとする。
- 4 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、県は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、当該広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により広告取扱事業者を通じて県に申し出なければならない。
- 3 広告掲載開始日以降において、第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合は、県は、広告取扱事業者に対し納付済みの広告掲載料を返還しないものとする。

(県ホームページの停止)

第13条 県は、1日を超えて県ホームページの運営を停止した場合は、広告を掲載しなかった日数に応じて、日割りにより計算した納付済みの広告掲載料を広告取扱事業者に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により、県がホームページの運営を一時停止した場合は、県は、広告取扱事業者に対し納付済みの広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の時間が48時間を超える場合は、第1項の規定に準じて広告掲載料を返還するものとする。

(1) 機器等の保守又は障害への対応

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告内容の変更)

第14条 広告主は、当該広告の内容を変更することができる。

- 2 前項の場合には、第7条及び第8条の規定を準用する。

(リンク先のURLの変更)

第15条 広告取扱事業者は、広告主が当該広告のリンク先のURLのみを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日（岐阜県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる県の休日を除く。）前までに、県に届け出るものとする。

(広告取扱事業者及び広告主の責務)

第16条 広告取扱事業者は、掲載された広告の広告主及び広告内容等が要綱等に違反することのないよう注意する義務を負い、広告内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告内容等、その他広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

3 広告主は、当該広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県の判断に従うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月19日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月3日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月2日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月25日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

